



# 埼玉県報

第 2 6 2 2 号  
平成 2 6 年 8 月 2 2 日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [川島町土地改良区の役員就任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [埼玉県立川越特別支援学校ほか26校で使用する電気に関する落札者等の公示\(財務課\)](#)
- [埼玉県立総合教育センターほか12施設で使用する電気に関する落札者等の公示\(財務課\)](#)
- [埼玉県立朝霞西高等学校ほか15校で使用する電気に関する落札者等の公示\(財務課\)](#)
- [埼玉県立浦和東高等学校ほか7校で使用する電気に関する落札者等の公示\(財務課\)](#)
- [警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定の取消し\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千七百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年八月七日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人高齢者共同生活体

（変更後）NPO法人まちのつながり推進室

三 代表者の氏名

矢馳 一郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市狭山台三丁目二十六番地五 一 一 一

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は高齢者や一人暮らしが困難な者に対し、その生活が円滑に行われるよう一時的に過ごす場所を提供し、またルームシェアリングハウスで共同生活を行うことを旨とし、これらの目的を成就するための活動を行い、同時にその地域の人との繋がりを豊かにすることを目的とする。

（変更後）この法人は高齢者や子供をはじめとする、地域に住む人々の繋がりを豊かにし、誰もが安心して暮らすことのできる地域を目指し、そのための施設の整備運営や活動の企画実行等をおこなうことを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千七百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年八月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人スクールネットワークアドバイザー
- 三 代表者の氏名  
赤木 聡
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市榎町八番十四号三枝ビル二階
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、個人用通信機器を使う人々に対し、情報セキュリティに関する教育支援事業を行い、すべての人々がインターネット等を安心して使える社会づくりと子供たちの健全な成長に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千七百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年八月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人くまがや健康マージャンの会
- 三 代表者の氏名  
高野 登
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県熊谷市弥藤吾九百九十番地百二十六
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、熊谷市及びその周辺で生活する高齢者が、生き生きとした潤いのある日常生活が送れるよう健康支援活動を行うことで、高齢者の生活維持と向上に努め福祉の増進を図ることを目的とする。

# 告示

## 埼玉県告示第千七百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術機関として、次の者を指定した。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

| 名称  | 開設者         | 所在地                               | 指定年月日          |
|---|-------------|-----------------------------------|----------------|
| うわの台デンタルクリニック                               | 豊岡英一        | 深谷市上野台二二二<br>二二三                  | 平成二十六年七月<br>一日 |
| ハニー歯科                                       | 西澤あやか       | 狭山市大字加佐志高<br>峰一三〇一                | 平成二十六年七月<br>一日 |
| はしば歯科クリニック                                  | 橋場郁明        | 春日部市一ノ割一<br>一三一二〇                 | 平成二十六年七月<br>一日 |
| ふじ歯科 川口前川                                   | 藤澤隆史        | 川口市前川三一二四<br>一二一                  | 平成二十六年七月<br>一日 |
| いいだ眼科                                       | 医療法人 社団 博陽会 | 所沢市小手指町一<br>八一五 食品館イト<br>一ヨーカドー二階 | 平成二十六年七月<br>一日 |
| 辻川ホームクリニック                                  | 辻川昭仁        | 戸田市上戸田五一二<br>三一五 ファラン・パ<br>ークビル一階 | 平成二十六年七月<br>一日 |
| 医療法人社団桜友会<br>所沢ハートセンター付<br>属しんとこ駅前クリニ<br>ック | 医療法人 社団 桜友会 | 所沢市緑町一丁目四<br>一 デュオヒルズ<br>新所沢駅前一〇一 | 平成二十六年七月<br>三日 |

|           |   |                        |                |
|-----------|---|------------------------|----------------|
| 協和クリニック   | 医療法人<br>社団 協<br>和同心会                      | 越谷市弥生町一四番<br>二〇号木田ビル四階 | 平成二十六年七月<br>一日 |
| リリイ薬局伊奈店  | シップヘ<br>ルスケア<br>ファーマ<br>シー東日<br>本株式会<br>社 | 北足立郡伊奈町小室<br>七八九―二九    | 平成二十六年七月<br>一日 |
| イチワタ薬局影森店 | 株式会社<br>イチワタ                              | 秩父市下影森植木二<br>〇六八―六     | 平成二十六年七月<br>一日 |
| つばさ薬局 熊谷店 | 株式会社<br>ケイズ株                              | 熊谷市代一〇六三―<br>一〇        | 平成二十六年七月<br>一日 |

二  
指定施術機関

| 氏名     | 住所 | 名称           | 所在地                           | 指定年月日          |
|--------|----|--------------|-------------------------------|----------------|
|        |    |              |                               |                |
| 氏名     | 住所 | 名称           | 所在地                           | 指定年月日          |
| 菊池 剛   |    | 菊池接骨院        | 北足立郡伊奈町<br>寿二丁目三三二<br>番地      | 平成二十六年<br>七月一日 |
| 小笠原 荘介 |    | 小笠原鍼灸接<br>骨院 | 所沢市荒幡九〇<br>〇―一四               | 平成二十六年<br>七月一日 |
| 吉田 晴彦  |    | 市役所通り接<br>骨院 | 蕨市北町二丁目<br>五番一二ハイセ<br>レントロ二〇二 | 平成二十六年<br>七月一日 |
| 北澤 雅子  |    | きたざわ接骨<br>院  | 狭山市富士見二<br>一四―一九              | 平成二十六年<br>七月八日 |
| 小野沢 雄三 |    | かみさわ接骨<br>院  | 富士見市上沢二<br>一―一二               | 平成二十六年<br>七月一日 |
| 小林 章吾  |    | 小林整骨院        | 深谷市堀米一九<br>三番地                | 平成二十六年<br>七月一日 |







# 告示

## 埼玉県告示第千百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

| 名称                      | 変更事項 | 変更前          | 変更後                         |
|-------------------------|------|--------------|-----------------------------|
| 草加ファミリー歯科・<br>矯正歯科クリニック | 名称   | たかさご歯いし<br>や | 草加ファミリー歯<br>科・矯正歯科クリ<br>ニック |

# 告示

## 埼玉県告示第千八百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

| 名称            | 所在地                         | 廃止年月日        |
|---------------|-----------------------------|--------------|
| イチワタ薬局影森店     | 秩父市下影森字植木二〇六八一六             | 平成二十六年七月一日   |
| 元気クリニック若葉     | 鶴ヶ島市富士見四―二―一六               | 平成二十六年六月一日   |
| オリーブ薬局        | ふじみ野市上福岡一―一四―四〇<br>シオン上福岡一階 | 平成二十六年六月三十日  |
| くりの木薬局        | 白岡市小久喜九三七―三<br>メゾン・アシエーヌ一階  | 平成二十六年六月三十日  |
| 熊谷市訪問看護ステーション | 熊谷市大原一丁目五番三六号               | 平成二十一年三月三十一日 |

### 二 指定施術機関

| 氏名  | 住所 | 施術所   |                 | 廃止年月日        |
|-----|----|-------|-----------------|--------------|
|     |    | 名称    | 所在地             |              |
| 田島肇 |    | 田島接骨院 | 春日部市豊町<br>五―一―八 | 平成二十六年三月三十一日 |

告 示

埼玉県告示第千百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術機関として、次の者を指定した。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

| 名 称                  | 開 設 者         | 所 在 地               | 指 定 年 月 日   |
|----------------------|---------------|---------------------|-------------|
| 杉戸クリニックス             | 医療法人 堀 中会     | 北葛飾郡杉戸町下高野 一七六〇一    | 平成二十六年六月一日  |
| 医療法人社団 清栄会 石井クリニックス  | 医療法人社団 清栄会    | 川口市戸塚南二一六 一三        | 平成二十六年五月十九日 |
| 医療法人 桂樹会有隣メンタルクリニックス | 医療法人 桂樹会      | 春日部市中央七丁目三番三号       | 平成二十六年六月一日  |
| 大原整形 形成外科            | 医療法人 桐原会      | 川口市上青木西三一七 一二 Jビル一階 | 平成二十六年六月一日  |
| かたい内科クリニックス          | 医療法人社団 大樹会    | 草加市松江一―二五 一三一―一〇一   | 平成二十六年六月一日  |
| いちごこどもクリニックス         | 医療法人 彩の楽園     | 深谷市東方町一丁目一〇番地三      | 平成二十六年六月一日  |
| 医療法人社団 草加こば眼科        | 医療法人社団 草加こば眼科 | 草加市草加四丁目三一 二        | 平成二十六年五月一日  |
| やすらぎクリニックス           | 医療法人社団 恵真会    | 入間市下藤沢二六〇一 六        | 平成二十六年六月一日  |
| 医療法人順桜会              | 医療法人順桜        | ふじみ野市亀久保一 一         | 平成二十六年六月一日  |

ニ 指定施術機関

| 氏名    | 住所 | 施設          |    | 所在地            | 指定年月日        |
|-------|----|-------------|----|----------------|--------------|
|       |    | 名称          | 術所 |                |              |
| 戸堀雄一  |    | ココネ整骨院      |    | ふじみ野市霞ヶ丘一―二―三一 | 平成二十六年六月十八   |
| 武田聡史  |    | 院<br>たけ鍼灸整骨 |    | 幸手市西二―四一六―一〇三  | 平成二十六年五月二十九日 |
| 山崎貴充  |    | 山崎整骨院       |    | 加須市根古屋六四二―一〇   | 平成二十六年六月一日   |
| 藤井由紀子 |    | ふじ整骨院       |    | 所沢市東住吉七一一      | 平成二十六年六月一日   |

|                    |             |               |            |
|--------------------|-------------|---------------|------------|
| さくらクリニック           | 会           | 一―一六ウエストビル一〇六 | 年六月一日      |
| きむら歯科クリニック         | 木村 功        | 春日部市藤塚一〇五三一―五 | 平成二十六年六月一日 |
| たんぽぽ薬局 鷺宮店         | クラフト株式会社    | 久喜市桜田三―九―一    | 平成二十六年六月一日 |
| ウエルシア薬局 蕨北町店       | ウエルシア関東株式会社 | 蕨市北町四―四―二五    | 平成二十六年六月一日 |
| ウエルシア薬局 狭山北入曾店     | ウエルシア関東株式会社 | 狭山市北入曾六八八―一   | 平成二十六年六月一日 |
| みはる薬局              | みはる薬局有限公司   | 越谷市大沢三二一九―一〇  | 平成二十六年六月一日 |
| 飛鳥薬局 上新郷店          | 株式会社飛鳥薬局    | 羽生市上新郷五九三八―二  | 平成二十六年六月二日 |
| 訪問看護ステーション 飯能リハビリ館 | 医療法人 徳明会    | 飯能市八幡町二―三     | 平成二十六年六月一日 |

|          |            |             |             |             |                |       |
|----------|------------|-------------|-------------|-------------|----------------|-------|
| 松原克      | 小松原加治      | 飯沼一朗        | 石原美佐子       | 佐藤めぐみ       | 岸田忠一           |       |
|          |            |             |             |             |                |       |
| 院 松原鍼灸治療 | 治療院 春日部長生館 | 療院 東川口鍼灸治療院 | 木川口院 治療院もみの | 業所 バリー草加営業所 | 株式会社リカバリー草加営業所 | 岸田整骨院 |
| 〒七〇六〇三三  | 志木市館二一     | 〒二二三一六      | 川口市戸塚東一     | 〒三〇一        | 川口市東川口二        | 一三一   |
| 年六年一日    | 平成二十六年六月六日 | 年六月二日       | 平成二十六年六月二日  | 年六月四日       | 平成二十六年四月一日     | 日     |

# 告示

## 埼玉県告示第千八百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関及び指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

| 名称          | 変更事項 | 変更前   | 変更後         |
|-------------|------|-------|-------------|
| さくら薬局 川口柳崎店 |      | 成和堂薬局 | さくら薬局 川口柳崎店 |

### 二 指定施術者

| 氏名   | 変更事項 | 変更前  | 変更後  |
|------|------|------|------|
| 蒔田明男 |      | 相馬明男 | 蒔田明男 |

# 告 示

## 埼玉県告示第千百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

| 名 称         | 所 在 地                       | 廃 止 年 月 日    |
|-------------|-----------------------------|--------------|
| さくらクリニック    | ふじみ野市亀久保一―一―一六<br>ウエストビル一〇六 | 平成二十六年五月三十一日 |
| 有限会社 平和薬局   | 狭山市入間川三―一九―四                | 平成二十六年五月十六日  |
| やすらぎクリニック   | 所沢市東所沢二―三―三                 | 平成二十六年五月三十一日 |
| きむら歯科クリニック  | 春日部市藤塚一〇五三―五                | 平成二十六年五月三十一日 |
| たんぽぽ薬局 鷺宮店  | 久喜市桜田三―九―一                  | 平成二十六年五月三十一日 |
| かたい内科クリニック  | 草加市松江一―二五―一三サ<br>ンパティーク目一〇一 | 平成二十六年五月三十一日 |
| 大原整形 形成外科   | 川口市上青木西三―七―二<br>Jビル一F       | 平成二十六年五月三十一日 |
| 有隣メンタルクリニック | 春日部市中央七―三―三                 | 平成二十六年五月三十一日 |
| いちごこどもクリニック | 深谷市東方町一―一〇―三                | 平成二十六年五月三十一日 |
| 杉戸クリニック     | 北葛飾郡杉戸町下高野一七六<br>〇一―        | 平成二十六年五月三十一日 |
| 草加こば眼科      | 草加市草加四―三―二                  | 平成二十六年四月三十日  |

|         |                  |              |
|---------|------------------|--------------|
| 丸井クリニック | 桶川市朝日二一三一七       | 平成二十五年十二月一日  |
| 弥生薬局    | 越谷市弥生町二一六 弥生ビルB一 | 平成二十六年五月三十一日 |
| 石井クリニック | 川口市戸塚東二一七一一七     | 平成二十六年五月十八日  |



## 告 示

埼玉県告示第千百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川島町土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

| 職名 | 氏名   | 住所                |
|----|------|-------------------|
| 理事 | 木村年一 | 埼玉県比企郡川島町大字平沼百三番地 |

# 告 示

埼玉県告示第千百八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県立川越特別支援学校ほか26校で使用する電気  
予定使用電力量5,194,300キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦  
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年6月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
出光グリーンパワー株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目1番1号
- 5 落札金額  
124,340,516円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成26年5月16日

# 告 示

埼玉県告示第千百八十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県立総合教育センターほか12施設で使用する電気  
予定使用電力量3,503,900キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦  
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年6月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
出光グリーンパワー株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目1番1号
- 5 落札金額  
78,099,408 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成26年5月16日

# 告 示

埼玉県告示第千百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県立朝霞西高等学校ほか15校で使用する電気  
予定使用電力量6,114,800キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦  
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年6月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号
- 5 落札金額  
140,995,037円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成26年5月16日

# 告 示

埼玉県告示第千百八十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県立浦和東高等学校ほか7校で使用する電気  
予定使用電力量2,958,400キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦  
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年6月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社F - P o w e r 東京都港区六本木1丁目8番7号
- 5 落札金額  
66,787,038 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成26年5月16日

# 告 示

埼玉県告示第千百九十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成27年1月1日(木)から平成31年12月31日(火)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度第一係 島田 電話048-832-0110 内線2243 ファク  
シミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月1日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年9月30日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月1日（水）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成26年10月1日（水）午前10時40分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年9月24日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成26年9月22日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))  
へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of  
terminal device for police network access etc.

(2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m.  
October 1,2014 By mail;5:00 p.m. September 30,2014 In person;10:30  
a.m. October 1,2014

(3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance  
Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-  
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2243

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十六年八月六日

指令川建セ第二六 三一号

二 検査済証番号

平成二十六年八月十八日

川建セ第二六 七六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都五三番一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪一丁目六番地五 K・Sウェルネス 二二三  
丸尾竜也・丸尾奈保美

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

## 一 許可番号

平成二十五年十二月二十四日

指令川建セ第二五〇一二二〇号

## 二 検査済証番号

平成二十六年八月十八日

川建セ第二六〇〇七八号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字栗原九百二番一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市つさい花みず木五丁目二十三番地九

内田 安由美

埼玉県坂戸市伊豆の山町十一番地（一〇一―一〇三）

田島 喜美江



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

|                        |                                     |
|------------------------|-------------------------------------|
| 指定番号                   | 第六号                                 |
| 指定に係る道路の種類             | 建築基準法<br>第四十二条<br>第一項第四号            |
| 指定の年月日                 | 平成二十六年八月十四日                         |
| 指定に係る道路の位置             | 飯能市双柳八百五十四<br>八地先から<br>八百五十四 十二地先まで |
| 指定に係る道路の延長<br>(単位メートル) | 十三・〇                                |
| 指定に係る道路の幅員<br>(単位メートル) | 四・二五・〇                              |

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十五年十一月十三日第十号で指定した道路を次のとおり取り消した。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

|                            |                                  |
|----------------------------|----------------------------------|
| 取消番号                       | 第六号                              |
| 指定の取消しに係る道路の種類             | 建築基準法<br>第四十二条<br>第一項第四号         |
| 指定の取消しの年 月 日               | 平成二十六年八月十四日                      |
| 指定の取消しに係る道路の位置             | 飯能市双柳八百五十四 八地先から<br>八百五十四 十二地先まで |
| 指定の取消しに係る道路の延長<br>(単位メートル) | 十二・〇                             |
| 指定の取消しに係る道路の幅員<br>(単位メートル) | 四・二～五・〇                          |

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

|                        |                             |
|------------------------|-----------------------------|
| 指定番号                   | 第七号                         |
| 指定に係る道路の種類             | 建築基準法<br>第四十二条<br>第一項第四号    |
| 指定の年月日                 | 平成二十六年八月十四日                 |
| 指定に係る道路の位置             | 飯能市川四百二十五―地先から<br>四百二十六地先まで |
| 指定に係る道路の延長<br>(単位メートル) | 三十五・六                       |
| 指定に係る道路の幅員<br>(単位メートル) | 六・〇                         |

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

### 一 許可番号

平成二十六年八月十一日

指令越建セ第二五〇〇九〇三号

### 二 検査済証番号

平成二十六年八月十八日

越建セ第二一七一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字逆井百二十三番二、百二十三番三、百二十四番五

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区北町二丁目七番三―八一〇号

金子 智一 金子 茜

# 告 示

## 埼玉県教委告示第二十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

### 一 日時

平成二十六年八月二十七日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

イ 県議会平成二十六年九月定例会提出予定案件について

ロ 平成二十七年埼玉県立高等学校において使用する教科用図書の採択について

ハ 平成二十七年埼玉県立特別支援学校において使用する教科用図書の採択について

ニ その他



# 告 示

埼玉県選管告示第四十九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十六年八月二十六日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指  
定について